

部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。

目的

- 生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築
- 教員の働き方改革の推進

課題

- 過度な活動による生徒の心身の疲弊
- 保護者の時間的、経済的な負担の増加
- 担当教員の多忙化
- 専門的指導力の不足
- 少子化に伴う部員数や部活動数の減少

部活動の活動時間及び休養日等の設定

(1) 休養日	① 授業日：週当たり1日以上休養日を設ける。 ② 長期休業中：学期中に準じた扱いとする。 休養期間（オフシーズン）の設定。	(3) 活動の停止	① 学校の定期テスト前 ② 安全管理を行うことができない場合 ③ 気象警報発令時および熱中症警戒アラートの発令があった時 ④ 学校で法定感染症等が拡大し、諸活動停止になった時またはその恐れがある時 ⑤ その他の安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合
(2) 活動日 ※平日のみとし休日 は行わない。	授業日（平日） ① 長くとも2時間程度とする。 ② 下校時刻以降の活動を行わない。 ③ 活動日数は、週4日以内とする。 ④ 朝の活動は行わない。	(4) 配慮事項	① 多様な体験の機会、家庭教育の機会、地域の活動の機会を尊重できるように行う。 ② 生徒の主体性を大切にし、家庭等での技能練習等を強制することのないよう配慮する。 ③ 移動の際は、他の保護者の車に同乗してはならない。 ④ 部活動を理由とする区域外通学及び学区外通学は認めない。
活動時間 ※準備、後片付けの時間も含める。 運動部活動 できるだけ短時間に、合理的かつ効率・効果的な活動を行う。 文化部活動 分野等の特性等を踏まえ、適正に活動を行う。	長期休業中 ① 学期中に準じた扱いとする。 ② 長くとも3時間程度とする。（8：15～16：45） ③ 閉庁日の活動は行わない。 特別強化期間 「中体連主催大会及び吹奏楽・合唱連盟主催大会、コンクール、コンテスト（以下、大会等という）」などの前に特別強化期間等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振り替える。 大会・コンクール等 ・ 中体連主催等の大会、コンクールに参加する場合は休日でも参加可能です。 ・ スポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減等を踏まえ、生徒や教職員の過度な負担とならないようにし、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動の頻度及び時間の目安を定め休養日を振り替えます。	「学校・指導者の責務」 (1) 学校の責務 ① 学校ガイドラインの作成と公表、周知と遵守 ② 参加する大会等の精査 ③ 危機管理マニュアルの確立、生徒の既往歴の把握と対処法 ④ 活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検、AEDの設置 ⑤ 気象情報への留意 (2) 指導者の責務 ① 生徒の体調確認、事前の事故防止の徹底 ② 生徒との円滑なコミュニケーション ③ 年間の活動計画、及び活動実績の作成 ④ 人格形成への寄与、勝利至上主義にならない努力 ⑤ 心身の健康、発育発達に応じた適切な指導 ⑥ 行過ぎた指導（体罰や言葉の暴力、性暴力など）の絶無 ⑦ 本ガイドラインの遵守 	